

第九回 参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月二日(土曜日)午後一時三十四分開会

本日の会議に付した事件

○地方行政の改革に関する調査の件

(教育費確保に関する件)

○地方公務員法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

先ず御報告を申し上げます。昨日議決

をいたしました要請事項につきましては、

は、当委員会の決定に基づきまして本日

午前十一時四十分、参議院議長及び事

務総長に面会いたしまして、議決にな

りました要請事項を審議して手渡しをい

たしました。成るべく速かに決定の趣

旨の実現方について適当な措置を講ぜ

られるように要請いたしました。なお

統いて予算委員長の波多野君に面会し

まして、要請事項を手渡し、特段の配

慮を煩わしました。いづれ予算委員会

においては適当な時期に私からその趣

旨の説明をしていくということござい

ました。これは予算委員長と打合せ

ましてその運びにいたしたいと思いま

す。右御報告を申し上げます。

尚本日午前中連合委員会の最中であ

りました。参議院の堀越文部委員長

から地方行政委員長宛に、教育費確保

に関する件という書類を手渡しを受け

ました。その趣旨とするところは、教

育費確保に関する件について左記のよ

うに文部委員会全会一致申合せをした

から、これに対して速かに善処せられ

るように切望いたします。つまり地方

行政委員会が善処するように要請する

と、こういう意味だろうと思ひます。

それは、

一、義務教育に従事している地方の教

員に対する、昭和二十四年末手当

の半額七億二千七百四十三万三千円

は、義務教育費国庫負担法により当

然政府はこれを負担すべき義務を持

つてゐるにもかかわらず、今期国会

提出の補正予算において計上されて

いないのは甚だ遺憾とするところで

ある。政府は速かにこれが予算を地

方財政交付金とは別途に計上し、地

方に交付すべきものと認める。

二、級別推定表に基づき地方公立学校教

職員の俸給を改訂し、これが実施を

するに当り必要とする四億九千万円

の財源は立法の趣旨に鑑み、政府

において地方交付金の増額によりこ

れが確保を図るべきものである。然

るに今期政府提出の補正予算案中に

はこれが計上されていないのは遺憾

とするところである。政府は速かに

地方財政交付金中に右の財源に充て

得べき経費を計上すべきものと認め

る。

以上でございませう。これにつきまし

て当委員会の措置をどうすべきか、皆

さんにお諮りをいたしたいと思いま

す。

○堀末治君 これは如何でございま

して適當な措置を講ぜられるように要

望してある次第でありますから、こ

れは当委員会でのまゝお預りをして

置くということの輕い処置をとられた

ら如何でございませうか。

○委員長(岡本愛祐君) 只今堀委員か

らこれを当委員会においていろいろ論

議を尽くして、而も要請事項を決定して

議長並びに予算委員長に対して適當な

措置をとることを申出てやつたのだか

ら、このままで受けて置いていいじ

やないかという御意見が出ました

が……。

○竹中七郎君 只今の堀さんの御意見

も御尤もであります。やはり受けた

のでございまして、向うでも相当強い

御意見があつてかよになされたので

ございまして、我々の方の処置を口

頭でもいふから委員長から、我々はこ

ういふふうにしたからこれはお受取り

だけをいたしておきます。こういうよ

うな親切を尽して差上げた方がいいじ

やないか、かように考えますが如何で

しょうか。

○西郷吉之助君 この取扱方法です

が、地方税の場合にも各常任委員長か

ら修正案を出した場合に、一応委員長

から事情を聞き、そして最後にそうい

うものについて全員に諮つた例もある

ので、今質問最中ですから、今諮るの

もいいと思ひますけれども、成るべく

皆さんが顔を見せた席上で諮るように

して、それは質問の後に記載の問題等

もありません。それではどういふ只今

の皆さんの御意見を総合いたしまし

て、こういうふうに取り計うことにい

したらどうでございませうかお諮りを

いたします。この文部委員長から出

てきた教育費確保に関する件は、もう

当委員会におきかして相馬委員、小

笠原委員からすでにしつ／＼政府当局

に質問され、いろいろ御意見も出たの

であります。それを十分考慮いたし

まして昨日当委員会においても要請事

項を決定いたしましたのであります。そ

れに基いて議長なり予算委員長に当

て先程も御報告申し上げましたように、

それに基づいて議長なり予算委員長に

当委員会の要請事項を書類で送付いた

したのであります。なお地方財政の緊

急対策につきまして、地方財政委員会

において大蔵省から出ました書類につ

いて審議することが残つておりますか

ら、この文部委員長からの送付の件は

暫くこのままにして置かしまして、そ

うしてもう少し審議が進みましたあと

で、もう一度処置する必要があるかど

うかお諮りし、今日は一応報告にとど

めて置いたら如何でございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) じゃそういう

ふうになります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方

公務員法案の予備審査に移ります。今

大臣は直ぐ出ますが、質疑を継続いた

します。御質疑の方は御質問願いま

す。

○中田吉雄君 このたび国会に提案さ

れました地方公務員法が吉田内閣の案

として出されたわけでありまして、従

来の慣例からいたしまして、我が国

は占領下であるということから、この

法案がここに上程されるまでは関係

筋という／＼折衝されたいきさつがあ

ると思ひます。そういう点

から考えまして、この六十二ヶ条の中

のどういふ点と関係筋が最も強く法案

の中に織込むことを主張したか、更に

どこどこを特に吉田内閣において強

く法案に織り込むように主張したか、

全文に亘つて大体どこどこが関係筋

の強い要請によるものであり、どこど

こを吉田内閣において織り込んだか

というところを一つ知らして頂きたい

と思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 関係筋との

いきさつにおきまして、どういふ点を

特に強く先方から主張があり、こちら

から主張したかというような趣旨のお

第三部 地方行政委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月二日

【参議院】

一

尋ねてございます。昨日小笠原委員の御要求にございました資料をお手許に配付し、差上げたと思いますが、それに若干そういうふうなききつがございしますので、それに基いてお話を申し上げたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

○中田吉雄君 只今の鈴木政府委員の御説明によりまして、この法案がまともな背景がよく分りまして、非常に参考になったのですが、二ページの政治活動の制限につきまして、(1)、(2)、(3)は政府の態度は最初から一貫しておつたということを申されたのですが、この点は特に吉田内閣において強く主張されたのであつたと了解して誤りありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) この政治的行為の制限につきましては、この一月三十一日以前の段階におきましていろいろの案がございしました。その一つは、国家公務員法並びにこれに基く人事院規則に規定する政治的行為は一切地方公務員はやつてはいけない、こういう案がございします。これが実は関係筋側……ちよつと速記を……

○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(岡本愛祐君) 速記をつけて下さい。

○中田吉雄君 岡野国務大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

地方自治の振興と確立のためには、結局その担い手でありまふところの地

方公務員の質の如何にかかると思ふわけでありまふ。そういう点で今回御提案になりました近代的な民主的な公務員の体制を確立されようという点につきましては、我々としても趣旨におきましては非常に賛成するわけでありまふが、私の見ますところによりまふと、この公務員の体制の確立と共に、或いはこの確立よりもつと地方自治の振興と発展のためと考えなくてはならぬ基本的な問題があると思ひますので、その点についてお伺ひしたいと思ひます。それは一つはこの知事選挙が、知事の制度が従来のような官選から公選制度に移りましたために、従来の地方庁の公務員の諸君が或る意味では希望を失つたということが考えられるわけでありまふ。公選制度がとられます以前におきましては、例えば東京帝大であるとか京都市大であるとかいうような、高文をとりまして最も優秀な分子が、例えば大蔵省と内務省に最も優秀な分子が就職すると言われておるうちに、だん／＼と一職員から課長に、課長に、そして知事にというふうに一つの大きな登用の制度がありまして、そういう制度が優秀な人材を地方庁に非常に確保できおつたわけでありまふ。ところが今度選挙制度になりましたために、せい／＼とまるところは部長である、なか／＼副知事になるには議会の承認を要するというようなことになりまして、私は現在最も問題になる点は、地方庁にそういう高い希望を持つた優秀な人材が入らんとしない、と非常に大きな欠点でありまふ。その一点と。更に地方自治が確立されてから、特に内務省が解体いたしましてからこの人事の全国的なプールが

できない、こういう点におきまして、大学のある所でありましたら別でありまふが、例えば東京や或いは仙台、福岡、或いは京都というような所でありましたら最寄りに立派な大学がありまふから、その附近の人でも高い教育を受けた人が就職いたしますが、田舎の府県におきましては殆んどそういうことができないわけでありまふ。従つて我々が地方庁を見ました場合に、田舎の府県におきましては殆んど従弟制度のように、せい／＼中学校を出たような人がだん／＼叩き上げて、庶務主任から課長になるというふうな制度でありまして、こういう欠点、先に申しましたように知事が官選から公選に移つた点と、内務省が解体されまして人事の全国的なプールができないという点とによつて非常に地方には人材が欠乏いたしまして、何も高文を取つた、高い大学を出たばかりがすべてではありまふが、そういう将来性のある人が殆んど地方にはない、私の調査したところによりますと、或る府県におきましては高等文官の試験を通つた課長は一人もないというように人材が底施を見まして、従つて私はこの法案の実施を見まして、そういう欠点は除かれなれないと思ひわけでありまふ。結局素質の非常に低い人にただ平均的な公正な登用制度をとるといつても、先にも申しましたような欠点が除かれなれないと思ひわけでありまふ。従つて私はこの法案と同時に、或いはこの法案に優先いたしまして、公選制度から、知事が公選されるような制度をとつたことによつて若い世代の人がこういう方面に魅力を感じない、更に内務省が解体して人事の全国的なプールができないと

いう欠点を是正して、併せてこの法の実施を見なくては、私は地方自治の確立は言うべくして殆んど不可能であると思ひわけでありまふ。こういう点につきまして、岡野大臣はどのようにお考えでありますか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清素君) 中田委員の御質問にお答え申し上げます。

成るほど知事が公選になつたために県庁に勤めておる役人が選挙でなければ知事になれない、即ち昔のように果進的に知事になれないということにおいて魅力が失うということになつたことは、これはお説の通りでございます。併しその魅力が失つたということと、それから民主的な都道府県を自治させて行くということの大きな自治確立という問題とは天秤にかけて見なければならぬと思ひますから、今一概にこれは議論を決定する時期ではなからうと思ひます。

それから人事の交流ができないものでありますから、人材がうまく配置できないだらうというふういふお説も至極御尤もであります。この辺は無論よく考えなければならぬところであると思ひます。それで私はこの公務員法を作りつたありますから、私の個人の意見ではございしますが、こういうふうな日本の将来というものを考えておるのでございします。と申しますことは、或る学者のかたが地方自治団体に對しては昔といへどもやはり人材が集まらないのだ、今後地方自治に優秀な人材を集めようとしてもこれは望み薄すだからというふうなお話もありましたけれども、併し私自身といたしましてはそれは考へておらないのです。と申します

ことは、御承知の通りに日本は領土の約半分を失つております。そして人口が今八千万人おる。そしてこの経済が元のありし日の日本になつて来るのはなか／＼容易なことではなからうと思ひます。併しなから八千万の国民は何か職を求めなければ食つて行けないのでございします。でございしますから、恐らく地方自治団体に従事する公務員といへども、やはりこれは自治が発達すればする程サービス行政というものもは殖えて参りますから、即ち人に職を与えるという意味において就職口の一番いいプールだらうと思ひます。

そして若しほかの経済界が非常に発展して、財界にどん／＼人が流れて行つて、優秀な人が吞まれてしまふだらうという時期は相当将来のことだらうと思ひます。又中央政府といたしましても、戦時以來統制が拡張いたされまして、そのために国家公務員が非常に増加したということでもございしますけれども、御承知の通りにもう軍国主義を放棄して、軍事並びにそういう方面に對するところの拡張はなくなつた次第でございしますから、中央政府といたしましては人を入れる余地はなくなつたわけではございします。でございしますから、我々八千万の国民が財界に進出しようと思つても行く場所が余りないし、中央公務員にならうと思つてもそう入れる余地はない。ごういふことになれば恐らく人材は入り易いプールのところに入つて行くだらうというふうなことを、私は長い將來、この日本の昔の優秀な国になるまでの間はやはり就職口を求めて、國民は皆四苦八苦することだらうと思ひますが、私はその点においては余り慮れをいたして

おりますん。併しながらまあ人情の常といたしまして、中央の都市とか、東京、大阪というような方面に職を求めて入りたいというのは人情の常でございまして、これはまあいたしかたないといいたしまして、併しそういうふうにして地方の公務員となつた人が素質が悪いとか、いい人が行かないといふことに對しては、或いは御懸念のようないふこともないとは限りませんから、私自身といたしましては一個の考えを持つておりまして、実は自治大学というものを私は構想を持つております。その自治大学といふことはどういふことかと申しますと、地方の公務員を再教育する。即ち近代的の自治行政を行なつて行くのに必要な素質を与える、知識を与える、こういうようなことを先ず第一にし、同時に將來地方公務員としてやつて行きたいという有為な青年があるならば、その自治大学に入學させてそうして教育させて行く。それには地方公共団体が無論その費用を出し、即ち昔あつた高等師範学校のように官費でやる。その官費は地方自治団体が一部分やりますけれども、併し私自身といたしましてはこれは日本の画期的な政治の變革でございまして、そのよき日本を作り上げるためにはやはり相當にアメリカが今援助をしてくれているのでありますから、アメリカも片棒を担いでくれたらよからうといふような構想を持ちまして、或いは見返資金がその日その日ただ生産力力の拡充といふようなことによつて使われてしまふよりは、そういうような日本の運命を發達させて行くといふような方向に見返資金が使われたらよいだらう、こういうような考えで初め構想

を起したのであります。幸いにしまして、只今のところ或るアメリカの有力なる団体がこれに応援してやろうというような一つの光明が現われて参りました。私自身といたしましては、その自治大学をアメリカから有力なる財団の援助を受けて設立し、そうしてその自治大学において先ず今まで古臭かつた封建的の行政をしておつた地方公務員の優秀なるものを再教育するという機関に使い、同時に新らしく自治行政に携つて国家に奉仕しようというような青年をそこに入れまして、そうして若しできるならば世界各國の自治行政も觀察して行くというふうにして、中央の官庁に務めているよりは、地方自治の行政に携つている公務員は、若し本當に勉強するならば世界各國の自治行政まで觀察ができるというような魅力ある大学にして行きたい。こういうものを一つ構想しております、そういうことで自治行政をまず／＼発展させて行きたい、こう考えておりますので、人事の問題につきましては、まだほかに考えておりますけれども、具體的に歩を運びつつある一つの構想は只今申上げましたようなものでございます。まだほかにいろいろ／＼考えておりますけれども、これはまだ具體的になつておりませんから、申上げられません。

○中田吉雄君 地方公務員の養成機關を建設したいという構想につきましては、私も全く同感というより、賛成の意を表するものですが、八千万の人口がこの狭い領土において、工業の方面にもさして雇用の機会がないから、優秀な人材が相當の筈だというお考えに關して、異論があるわけでありま

が、これにつきましては、ここで議論をしてみても仕方ありませんので、今日は駄目だと思いますが、私は地方のこの自治体がどういう人によつて担われているかということを知るために、鈴木政府委員に、今日でなくともいいのですが、お願いしたいと思うのですが、各県別に部課長の学歴、その他資格等の統計表でもありましたら、一つ今日でなくとも結構ですから、少くとも自治庁としてはそのぐらいのものは整備されてあると思いますから、今国会中に一つ各県別に、例えば中学校、高等学校、大学、或いは高文の有資格者というようないくつの一覧表を作つて御提出をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 折角の御要求でございますから、できるだけ御趣旨に副うて用意したいと存じまするが、なか／＼中学校の辺まではわかぬりかねると思ひますので、今私どもが手許にございます資料でわかりまする最大限のところまで一つ御勘弁を願ひたい。そのいう趣旨で数日のうちに差上げたいと思ひます。

○高橋達太郎君 今中田委員の質問に關連いたしまして、一言岡野大臣にお願いしたいと思ひますが、今中田委員から言われた通り、實際地方行政の事態を見ますというのと、各県相互間の人事の交流というものは先ず非常にむづかしいということ、それから中央地方を通じての人事の交流というものは、殆んど不可能になつたといふところに於て、非常にせめて地方団体が一つとなつておりますならば、相互的な交流といふこともできるのであります。内務省が廃止になり、その間において何ら人

事交流についての調整する機関がなく
なつたわけでもあります。従つて恐らく
中田委員の質問もそうであると思う
のでありますが、要するに政府はそう
いう意味から申しまして、今回国家公
務員法に準ずる地方公務員法を作るの
でありますから、従つてこういふ一方
においては人事の交流で常に新しいの
調整機関というものを十分考へて頂け
るかどうか、その点をお伺いしたいと思
うのであります。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申上
げます。

現状においては現状の通りの制度で
ございまして、お説の通り人事の交流
はできないのでございます。併しなが
ら私はやはり中田委員、高橋委員の仰
せの通り、人事の交流ができることが
人事刷新の意味においても非常によく
なるし、これは延いては地方自治行政
が革新されて行くという意味において
大きな意義を持つものところ存じま
す。でございしますから、將來元の内務
省のようなものがあつて然るべきだと
いう御議論は一応肯けますが、併し只
今のところではこの通りの制度でござ
いますから、人事交流に対しては至難
に考へております。でそれを考へまし
たから、私どもとしては自治大学とい
うものを作りまして、そうしてその自
治大学の中にはいろいろの事業部を分
けて置いて、私の構想を申し上げます
れば、病院も置くし、それから図書館も
置くし、自治研究所というものを置く
し、又地方団体の世話をする指導的な
事業部も置きまして、そうして人事の

お世話もする、こういうこともいろいろ詳しく申上げますれば構想の中に入つておるのでございます。でございますから、今の現制度における自治庁と地方公共団体との欠陥を、その自治庁の各種の事業においてこれをつつ幾らかでも実質的に直して行きたい、こういうことが私の念願でございます。併し地方制度と中央制度との繋りの關係をどうするかということは、これはまあ将来の問題で制度の大きな改革でございませうから、只今私から御説明申上げざる具体案は持つておりません。

○中田吉雄君　今の間違ひいたしましたので私も伺ひたいしますが、今の自治庁の存在につきまして、私は自治庁がそういうことをやる権限はないと思ふんですか、それを何と申すか拡大と申しますか、大学が今人の交流その他をやるということをちよつと考えられる、又は推薦するといふような形になると思ひますが、その点につきましてはどういう構想がございませうか。

○国務大臣(岡野清素君)　お答え申上げます。これは法的のなにかやございませんで、ただ大学の中に人事の世話をするといふような一つの事業部を置きますで、そうしてまあ教育をするかあたわらその教育をした効果を狙つてあちらこちらと推薦をしてやつて行きたない、こう思つております。今までそうじやありませんか。自治庁で地方の御依頼を受けて、そうして人のお世話なんかはしておるようなこともしておりますから、法的にはいけませんけれども、実質的にそういう方向を進めて行きたいと思ひます。皆さんの御説その通りなんですございますが、その欠陥を幾らかでも補うべき意味において、そ

ういうことを考えておるといふわけでございます。

○高橋進太郎君 岡野大臣が折角自治大学の構想をお話になったので、これは誠に私も適切なお考えだと思つております。ただ問題は自治大学の設置でそれらの養成された人が各府県に配属になつて、今の各府県ごと、或いは各町村ごとのその吏員の素質が向上するといふことは考えられるのですけれども、それが相互間に更に交流し得るような制度が欠けておりますれば、これは丁度仏を作つて魂がないんじやないか。従つて大学の構想までお考え頂いてゐるんですから、一歩進んで更に自治庁を拡大強化されまして、そういう構想の下にそのお考えを更に発展されて整備される御構想がないのかどうかお伺いしたいと思ひます。

○岡野大臣(岡野清孝君) これは私は構想を持つてゐないわけでもございませうけれども、何分講和会議でも済ました後に実現しなければならんと思つておりますから、御了承を願ひます。

○竹中七郎君 実は議事進行に關するようになつておりますが、私もこの条文の中に入りましてからいろいろ御質問申上げたいのでございまして、先ず条文からずつとお進めになりまして、その間一體的なものをお進めになつて御進行になつたら如何かとかように考えますので、皆様に御諮りを願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今竹中委員から議事進行の御発言がございまして、各条文について遂上審議をしつつ、一般質問を兼ねて進行したらどうだろつかといふ御提案でございまして、過般の一応の審議日程におきまして

は、六日の午後から逐条審議をするこゝになつておりましたけれども、七日の午前は連合委員会にとられてしまひます。その間関係もありませんので、若しそういうふうな御変更願ひさればそのほうが結構じやないかと思ひますが、御意見如何ですか。

○中田吉雄君 大体それでいいと思ひますが、併し特に私どもとしては、逐条審議の中に一般論の問題も十分取扱う機会を与えられるといふことを条件にして一つ賛成します。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それじや御異議ないものと認めておいてそのようにして進行いたします。勿論各条に關連して一般質問をお願いして結構と存じます。それでは第一章總則から各条について御説明を願ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 第一章の第一条でございまして、これはすでに提案理由の説明の際に申上げたものと存じますが、「この法律は、地方公共団体の人事機関」からずつと二行目の終りのところの「団体等人事行政に關する根本基準を確立することにより、こゝういふ中に書いてありますことが、この法案の大体を簡単に示して表現したわけでありまして、こゝういふ手段によりまして、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする」こゝういふに言つておるのであります。要するに、狙ひはこゝういふ人事行政の法律を確立したとして、行政の一方において民主的であり、一方において能率的である運営を保障するその結果として地方自治の本旨の実現に資する。こゝういふこと

を謳つたわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 第一条について御質疑願ひます。

○相馬助治君 只今の鈴木政府委員の御説明で、この法律の目的といふものがはつきりするわけですが、私どもがこの地方公務員法の審議に當つて常に考えて見なくてはならないことが一つに、この法律の親法案とも言うべき国家公務員法といふものが先に成立しておるといふこの現実です。国家公務員法が成立いたしますときにいふゆる民主的にして能率的な運営をさせるために諸般のいろ／＼な規定を設ける一方、その国家公務員の福祉及び利益の保護といふものは十分行われる、こゝういふことが規定されて百二条の政治活動の制限といふようなものも現われて参つたわけでありまして、これは法律の体裁から言つても内容から言つても、当然この二者がバランスがとれて行かなかつたならば、この法律の意義といふものはまるきり反対な方向に行つてしまふ。いわばこゝういふ法律を成立せしめた意圖とは全然逆の結果が生れるといふことを思ひなければならんと思ふのです。そこで国家公務員法によつて国家公務員はいろ／＼な点において制限を受けております。その第一の問題は例の政治活動の制限です。それで国家公務員がストライキをやつてはならんとか、或いは政治的中立は飽くまで保有しなければならんといふことは当然なものです。それがそれに見合つて国家公務員のこの給与その他の福祉及び利益の保護といふものが行われなくちやならん。ところが御承知のように人事院といふものができ

て、これを法律の上では十分に保護するといひながら、その人事院の勧告といふものが法律としての強制的な権限を持つていないために、勧告はした、併し政府の財政都合によつてそれは受け入れられない。こゝういふことがしばしば今まで行われて参つたわけでありまして、従いまして、これを国家公務員の立場から見ますといふと、制限される面だけはいふ十分制限され保護される面は案外保護されていないといふ現状を生んで来たわけなんです。この一つを事実を思い合せてこの地方公務員法を考えてみたときに、一体地方公務員の福祉及び利益の保護といふことについて、この原案を出した政府としてはどれだけの自信を持たれておるか。こゝういふ点について概略の御説明を伺いたいと思ふのです。勿論逐条で……、後でこの条項の所でこの問題が問題となりまゝるので、總括的に結構ですか、その点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 広い意味で地方公務員の福祉及び利益の保護をどういふ点で圖つておるかといふお尋ねでございまして、先ず簡単に申しますと、この分限、懲戒といふのがやはり身分を保障する意味において最も根本的な利益に關係があるわけでございますが、この分限、懲戒は必ず法律に書いてあるか、然らずんば法律に代る条例で事由なり手続なり効果をきめなければならん、こゝういふにいたしております。その意味で勝手に任命権者が官切ることができない、こゝういふことにいたしております。そういう点では身分の保障を厚くしております。又懲戒処分につきましても、同様にすべ

るといひながら、その人事院の勧告といふものが法律としての強制的な権限を持つていないために、勧告はした、併し政府の財政都合によつてそれは受け入れられない。こゝういふことがしばしば今まで行われて参つたわけでありまして、従いまして、これを国家公務員の立場から見ますといふと、制限される面だけはいふ十分制限され保護される面は案外保護されていないといふ現状を生んで来たわけなんです。この一つを事実を思い合せてこの地方公務員法を考えてみたときに、一体地方公務員の福祉及び利益の保護といふことについて、この原案を出した政府としてはどれだけの自信を持たれておるか。こゝういふ点について概略の御説明を伺いたいと思ふのです。勿論逐条で……、後でこの条項の所でこの問題が問題となりまゝるので、總括的に結構ですか、その点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 広い意味で地方公務員の福祉及び利益の保護をどういふ点で圖つておるかといふお尋ねでございまして、先ず簡単に申しますと、この分限、懲戒といふのがやはり身分を保障する意味において最も根本的な利益に關係があるわけでございますが、この分限、懲戒は必ず法律に書いてあるか、然らずんば法律に代る条例で事由なり手続なり効果をきめなければならん、こゝういふにいたしております。その意味で勝手に任命権者が官切ることができない、こゝういふことにいたしております。そういう点では身分の保障を厚くしております。又懲戒処分につきましても、同様にすべ

るといひながら、その人事院の勧告といふものが法律としての強制的な権限を持つていないために、勧告はした、併し政府の財政都合によつてそれは受け入れられない。こゝういふことがしばしば今まで行われて参つたわけでありまして、従いまして、これを国家公務員の立場から見ますといふと、制限される面だけはいふ十分制限され保護される面は案外保護されていないといふ現状を生んで来たわけなんです。この一つを事実を思い合せてこの地方公務員法を考えてみたときに、一体地方公務員の福祉及び利益の保護といふことについて、この原案を出した政府としてはどれだけの自信を持たれておるか。こゝういふ点について概略の御説明を伺いたいと思ふのです。勿論逐条で……、後でこの条項の所でこの問題が問題となりまゝるので、總括的に結構ですか、その点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 広い意味で地方公務員の福祉及び利益の保護をどういふ点で圖つておるかといふお尋ねでございまして、先ず簡単に申しますと、この分限、懲戒といふのがやはり身分を保障する意味において最も根本的な利益に關係があるわけでございますが、この分限、懲戒は必ず法律に書いてあるか、然らずんば法律に代る条例で事由なり手続なり効果をきめなければならん、こゝういふにいたしております。その意味で勝手に任命権者が官切ることができない、こゝういふことにいたしております。そういう点では身分の保障を厚くしております。又懲戒処分につきましても、同様にすべ

ります。それからなおこの勤務時間その他の勤務条件に關しましては、積極的に例へば俸給を上げて貰ひたい。こゝういふ行政措置の要求を職員が人事委員会に對してすることができるようになつております。人事委員会はそれを審査いたしまして、自分がやるべきことは自分でやるし、他の機關がやるべきものに対してはこれを勧告するといふようなことを考えております。又不利処分等の審査といふような制度も、懲戒処分等につきましては同様のことを考えております。なおそのほかいろ／＼恩給の問題、或いは共済の問題、公務災害の補償の問題といふようなことをそれ／＼考えております。が、労働基準法といふ職員の勤務条件の最低を定めておりますようなこの法律案、労働法の範囲ではございまして、これは公務員法の性格に反するものではありせんので、これも適用するようになつてほしい。そのような各種の手段によりまして職員の利益を確保する次第であります。

○相馬助治君 政府の原案によりまして、労働三法から外すといふ基本的な立場をとつたにもかかわらず、労働基準法も適格の面については採用してゐるのだといふ点について考慮が払われておるといふことは私どもも認める。これに對しては一応の敬意を表するのです。従つて法律の上では成るほどそのように十分考へて、分限及び懲戒についても、不利処分についての審査の件についても、或いは給料、恩給等の勧告等についても守られてゐるといふことははつきりいたしておられますが、現実の問題として、財政の大きな

国家公務員の場合においてすら人事院

国家公務員の場合においてすら人事院

国家公務員の場合においてすら人事院

国家公務員の場合においてすら人事院

国家公務員の場合においてすら人事院

国家公務員の場合においてすら人事院

国家公務員の場合においてすら人事院

が勧告してもなか／＼裁定もして貰えないし、俸給も上らない。今度は地方公務員であつて、その財政措置をやる單位といふものが非常に小さい。従つてこれを財政的な力から言つて非常に弱いといふことが言える。そういうことに相成りますと、法律的文と文としては一応守られておるような形はあるけれども、現実の問題として一体どういふふうにお考えであるか。で、成るほど国家公務員よりもつと不利益になることが財政的に予想せられるといふような場合には、何か法律の上でこの利益を保護する規定を政府は用意してあるかどうか。ここにはないから私聞いておるのですが、例えば人事委員会の勧告については、地方自治体の長はどういふような方法で必らずこれを實現しなければならぬといふような、そういう規定等をつけることなしには地方公務員の利益は確保されないと私は思ひますので、實際問題としてその点についての政府の見通しをお尋ねして置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 職員の給与の問題に關しましては、大體國の人事院と同じように、毎年少くとも一回給料表が適當であるかどうかといふことについての調査をいたしまして、議會及び町民に同時に報告するようにいたしております。又給料表の定める給料額を増減することが適當である、例えばベースを上げることが適當だと認めるときには、そういう勧告もできるよりにいたしてございます。なお基本的にはこの給与の基礎を定めるに當りましては、一般生計費なり、その他の國及び地方公共団体の職員、又民間事業に従事者といふようなものを考慮して定めようという方式を定めることによりまして、こゝういふような点からおのずから地方団体の給与の額といふものは適正に定められるものであらうと思つております。基本的な財源の問題につきましては、これはひとり給与の問題のみならず、地方財源一般の問題として考えなければなりません。給与に關しましてはそのような法律上の保障を考へておるわけでありまして、

○相馬助治君 地方自治庁としては別な観点から地方公務員の給料が確保されないような脆弱な財源しかない地方公共団体に對して、特に平衡交付金の面において、特別平衡交付金といふような面において将来大いに見てやる。こゝういふような意味の立法措置といつてはどうか知らんが、まあ立法措置をお考えでございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 給与をできるだけ厚くして安心して仕事をできるよりにするといふことにつきましては、私も全く同感でございしますが、ただ地方財政全体の配分の問題、即ち当該地方公共団体の予算の編成の問題がこれを審議して決定をするといふ基本的な地方自治の体制といふものは維持しなければならぬと思ひますので、法律的に一定の拘束を加える。給与につきましては拘束を加えるといふことにつきましては、その拘束と申します意味は裁量しなからんやうな拘束の拘束を加えるといふことは、如何かと考へておりますし、又こゝういふようなものにつきまして特別交付金といふところまで行きますよりも、これはやはり基本的な基準財政需要におきまして職員の給与といふものの測定の單価を出しまして、それによつて定めて行くといふのが公平な方式であらうと、かように考へております。

○相馬助治君 もう一点お尋ねして私の質問を終わりますが、教育公務員特例法の中に地方公務員である職員は國家公務員の例によつて、こゝう書いてある。給与の点につきまして……、これが地方公務員法が成立いたしました曉には、この特例法に示された一項目と、それから地方公務員法に示されるそれらの連關の条文とではその効力はどちらが優先するのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) お話の通りに現在都道府県の職員、或いは教育公務員につきましては官吏の例による、或いは國家公務員の例による、教員の場合は都道府県の教員の例による、その他ので結局みな國家公務員の例による。こゝういふ建前に相成つておりますが、この点につきましては実は過去において數回裁判事件なども起つております。と申しますのは、例によるということにおのずから拘束力がございしますから、それに違反をして給与を支給したといふことの結果、いろいろ不渡職であるとか、職權濫用といふやうな例がございするが、こゝういふやうなことで問題が起つた例がございするが、こゝういふやうなことはやはり余りにも自治の行政の運用の實體に法律が立入り過ぎておりますから、そのやうな結果に相成りますので、この地方公務員法案におきましては、今申上げましたやうな國や地方団体や民間事業の従業者の給与、或いは生計費を考慮して定めなければならぬ。同時に國や他の地方公共団体の給与との權衡を失しないようにしなければならぬ、こゝういふ二つの保障を置きました、例によるという方式は実はやめたのであります。教育公務員の特例法の施行令にありましてその規定とこの地方公務員法との優劣の關係は、ついでに第二條に入りまして申上げますと、要するに……。

○委員長(岡本愛祐君) 第二條をついでに説明して頂きますようか。

○相馬助治君 そうですね。第二條のことはわかつてゐるのですが、具體的の問題として私は聞いておるのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條でこの法が優位するといふ原則を謳つてゐるのでございしますが、この規定の適用を受けまして、教育公務員特例法並びにそれに基く法令は一応そのまゝにいたしておきますといふと、この地方公務員法が優先をいたすわけがございします。教育公務員特例法にございまして、これは文部省當局と結合をいたしまして、政府としての改正案はすでにまゝとつておるのであります。その点につきましては別の政府委員から御説明申上げます。

○政府委員(藤井貞夫君) 只今相馬委員の御質疑に對しまして補足的に御説明申上げます。只今の問題でございしますけれども、これは教育公務員にとりましては非常に重要な問題であります。こゝういふ御指摘の通りでございします。現在教育公務員特例法の施行令によりまして、教育公務員の給与については國家公務員たるものの例によつてやつて行くといふことに相成つておりますが、これは御指摘の通りでございします。これは地方公務員法が施行になりました場合には、この優劣關係はどういふことになるかといふことになりまして、今次長から御説明申上げましたやうに効力についてはこの法律ではそれぞれ公共団体の公務員につきましては、當該公共団体の條例で定めて行くといふことに相成つております。結果、効力には結局疑問が生じて来るわけがございします。

○相馬助治君 その通りだね。

○政府委員(藤井貞夫君) そこでこの点につきましては、現在給与の支給の責任者といふものが市町村立学校職員の給与負担法によつて都道府県とすることに相成つておるのでございします。而もその点については國家財政、地方財政が確立いたします。従つてこれは急に進前を要するわけにも参りません。従ひましてこの給与負担法といふものはなお當分の間存続して行くものと解釈せざるを得ないわけがございします。従つてこの法律がございする場合には、その限りにおいては或る程度特例を設けることはこれは私たちがいたしまして當然のことであるといふふうな考へておるのであります。この点につきまして文部省にありましては現在立案中ではございまして、私たちが御相談を受けております。これは目下關係筋のほうとも折衝をしておりまして、同つておるのであります。この案によりまして、市町村立の学校給与負担法の職員の給与その他勤務条件につきましては、地方公務員法の規定にかかわらずなお都道府県の條例で定めて行くといふやうな規定を設けまして、その間の適切な調整を圖つて参るといふことになり得るかと考へておる次第であります。

○相馬助治君 私が聞いておりますのは、具體的な問題として、先般京都府において起きた事件といふのは、超

過勤務につきまして教員が府知事を相手として行政訴訟を起し府が敗れたわけですが、即ち超過勤務手当を支払えという判決が下つておる事件があるわけですが、これは超過勤務の問題でありまして、私が先ほどから問題にいたしておりましたのは、そういう条例等においてきめた問題ではなくて、教育公務員特例法も又国会を通過した国の法律であります。地方公務員法も国会を通過して今成立しようとする国の法律である。その関係から文部省が教育公務員特例法の一部を改正でもしてしまえばそれは問題はありません。併しその、してしまふといふような仮定に立つて物はこの際論じられない。少くともそれは先に起る問題であります。そので、差当りその教職員の給与に對してはどちらの法文が優先するのであるか。こういうふうな尋ねておるわけですが、非常に疑問があります。その先が分らんのですからお聞きしておるわけですが。

○政府委員(藤井貞夫君) はつきり申し上げますと、今の、教育公務員特例法の施行令は本法の給与に關する部分が施行に相成りますと、この法律の趣旨に反しますとの、この通り参りますれば本法の適用を受けて行くわけですが、そこでこの点につきましては先刻も申し上げましたように困る部分があるもので、現在文部省のほうで特例法の改正についてできるだけ早く特例措置を講じたいといふことで努力をいたすといふことを申し上げたのであります。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め

○相馬助治君 只今私が質問いたしましたことにつきましては、具体的な問題でもありますが、政府側としていろいろ／＼な点についてなお研究の余地もあるであらうから、いづれその条項に合つたときに改めて御質問いたすことにして、これでやめます。

○委員長(岡本愛祐君) 第一条、外に御質問ございせんか。第二条に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二条は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○中田吉雄君 この法律が施行されますと、従來地方公共団体で公務員に適用するために自治体自作でつております規則とか条例とかいろいろ／＼なものに優先するわけですが、従來におきましては各自自治団体でいろいろ／＼な公務員に対する内規のようなものをたたくさん作つておるわけですが、そういう一つ一つお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは今お話をいたしました教育公務員特例法、それから警察法の中に警察吏員の任免、職務等につきましては、国家公務員法の精神に準じ、市町村条例で定めるといふような規定がございしますが、この国家公務員法の精神に準じといふのは、地方公務員法の精神に準じといふふうな、當然直さなければならんと存じます。形式的ではございしますが、それから消防組織法の中にも国家公務員法の規定に基きといふ規定がございします。これもやはり直さなければならんと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は今ちよつと具體的の例がございしましたので、御承知のごとく地方公務員法は今まであります地方公務員に關する法令とか条例或いは地方団体の規則、地方団体の機関の定める規定というふうなもののがこの法律の規定に抵触するものに對してはこれが優先するといふことを諷つたわけでありまして、當然と言へば當然でございします。新らしい法律が古い法律に優先するといふことは従來の確證された原則でございします。

地方公務員を分けまして、一般職と特別職に分けておる基本的の規定でございます。先ず建前としては特別職を列挙しまして、それ以外の職はすべて一般職と、こういう建前になつております。特別職につきましては、すでに御説明申し上げました通りでございます。三項の第一号では「就任について公選」と言いますのは、知事、市町村長や教育委員、地方公共団体の議会の選挙」というのは選挙管理委員のようなものであります。教育委員の議員の中から選ばれるものもこれに当ります。それから「議決」というのは国民健康保険運営協議会の委員等の議決でありまして、それから「同意による」とものはこれはもうたくさんございまして、副知事、出納長、助役等そうでありまして、それから第二号の「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程」というのは、例えば教育委員会の規則のようなものであります。そういうものによつて「設けられた委員及び委員会」の構成員で臨時又は非常勤のもの。第三号は同じく「臨時又は非常勤の顧問、参事」と、これらの者に準ずる」というのは例えば嘱託のようなものであります。それから第四号は、丁度国務大臣の秘書官に当るようなものでございまして、同様議長長の秘書で条例で定めるものであります。それから五の「非常勤の消防団員及び水防団員」は特別職でありまして、常勤の消防団員は一般職であります。これは水防団員といふのは水防法に基づきましてできております。水防団団長もありません。それから第六号は「失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所か

ら失業者として紹介を受けて地方公共団体が雇用した者で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のもの、高級監督者以外の者というものは意味でございまして、それ以外のもはすべて一般職である。こういうわけでありまして。○竹中七郎君 第五の内容の、非常勤の消防団員及び水防団員も今まではこれが普通の職員であるというわけですが、これに問題となつておつたのですが、これではつきりして、これは特別職だということをしめられたわけでございますか。○政府委員(鈴木俊一君) がお話のように特別職にいたしましたので、地方公務員法のいろ／＼な面倒な規定は適用されない。公務員というような名前には持つけれども、非常に自由な立場になつておりますが、公職選挙法の方で一般的に公務員と称されておるのですが、そこを分けてあります。と、それはいかんと思ひます。○相馬助治君 今の鈴木政府委員の御説明の点で、公職選挙法の条文を訂正する用意はあるわけですか。○政府委員(鈴木俊一君) 政府としてはその点につきましては熾烈な御要望があることは承知いたしております。で、何らかの措置をいたさなければならぬものと考えておる次第であります。○相馬助治君 その点は極めて重大な問題であつて地方の議員等の優秀な人々を集める問題としても大きな引つかかりになつておりますので、特に岡野国務大臣のこれに対する答弁を伺つて置きたいと思ひます。○国務大臣(岡野清素君) 次長が只今

申し上げましたように、考慮しなければならぬものと考えます。○委員長(岡本愛祐君) 相馬君に申上げて置きますが、今衆議院で消防組織法の一部を改正する法律案というものを提案をいたしまして、小委員会を開いて大体決定をしてGHQに法律案を出しておるという連絡が今しがたございました。その附則で公職選挙法の一部を改正いたしました。消防団長、その他の消防団員、常勤の者を除く、それをそのまま公職の選挙に立てるような今改正を企てられておるのであります。そういう成り行きになつておりますから……。○相馬助治君 はい。○中田吉雄君 ちよつと鈴木政府委員に伺ひますが、頂いております地方公務員法案に關する参考資料の五です。五に基いて一つもう少し特別職の内容を詳しくこれで説明して頂きたい。具體的なことを……。○政府委員(鈴木俊一君) 五の特別職に属する二十一ページでございますが、特別職に属する主なる地方公務員資格、ここにはつと二十五ページまで四十五種類に分けていろ／＼書いてあります。特別に公選によるものと、今の申し上げました第一号に当る就任について公選によることを必要とする職であります。○中田吉雄君 一部と書いてあるのは……○政府委員(鈴木俊一君) これは教育委員会の委員というの、御承知の通り議員が一人出ておりますから、それが一人とこういう意味であります。公選による者が一部、そういうものであります。次に二号に議会の選挙による

ものというのがございまして、「一部」というのは、教育委員会の委員のうちの一部、そういう意味でございまして。大体皆そういうような事例でございまして。特にこれは御説明申し上げますけれども、同じようなものでございまして。○中田吉雄君 農地委員会の委員は……。○政府委員(藤井貞夫君) ここに農地委員会の委員で「一部」とございまして、これは市町村の農地委員会の委員が、都道府県の方にそれ／＼地区別に選ばれた者か又は互選をするという恰好になつております。いわゆる公選でございまして。そういう意味でございまして。○相馬助治君 基本的な問題ですが、第三条の一般職と特別職を分けた基準を改めて明確に承つて置きたい。その答弁によりまして、私たち質問をする事項がございまして。○政府委員(鈴木俊一君) その点は申し落しましたが、要するにこの法律案の中に書いてございまして、のが近代的人事行政制度と申しますか、その原理でございまして、そういう原理を適用する職と見るべきか、そういうものを適用するから見るべきか、と申すかといふことがこの振分けの基本になると思ひます。これを言い換えますれば、やはり職階制を適用いたしますか、或いは職階制を適用しない職として置いた方がよいかといふようなことが一つの判断の基準になると思ひます。更に言い換えますならば、要するに人事委員会の人事行政についての一つの統制の枠の中に入れた方がよいか、入れない方がよいかといふようなことが

判定の基準にならうと思ひます。そういうような判定の基準から申しますならば、例えば最も大きな例は府県庁で申しますと、部長といふようなところ以下の者と、こういうふうに考へておるわけでありまして、その上の副知事以上はいわば政策を決定するような地位でございまして、そういうような者にこれを適用するのは適当でないと、こういうことになるわけでありまして、それをこの法律では形式的に議会の同意を得たり公選或いは選挙というやうなもので抑えておるが、そういう者は即ち政策を決定する地位にある者でございまして、特別職としたしておるやうな次第でございまして。○相馬助治君 極めて明快な答弁でよく分りました。一般職と特別職とに分ける基準の第一は職階制を適用するかないかが判断の第一点であるということでありまして、これはお説の通りであります。更に鈴木政府委員の説が正しいといふことをここで再確認いたします。と申すといふと、一休教員といふものはどういふことになりまして、御承知でもありまして、教員には職階制がない。改めてこれについて御答弁をお願いいたします。○政府委員(鈴木俊一君) まさにそのように、国家公務員法におきましてもまだその点は明確なる決定がないように伺つておりますが、私が今申し上げました基準は、そういうやうな各種の基準でこれを考へておるわけでございます。それだけでございまして、いろいろ大體のものを考へ方の判断基準を三つばかり申し上げたわけでございます。その点はさうに御了承願ひいた

いのであります。

○相馬助治君 答弁の趣旨はわかりましたが、改めてお聞きいたしますが、私は一般の行政官としての公務員と違ふ教員、それから一般の公務員の任用の形式とは全然別に教育委員会によつて任命されている教員、そして又職階制のない教員、これらをどうするか、ここで区別しなかつた理由、これは私は論理的にもわからないわけですが、それについて一つ御説明を……

○政府委員(鈴木俊一君) 教員に關しましては、確かにその勤務の内容から申しまして一般の行政職の公務員と違ふ点があることはおつしやる通りでございます。ただそのことは以て直ちにこれを特別職にするという理由にはならないように私も考えております。地方公務員ではありますけれども、即ち一般職職員でありますけれども、その職務と責任の特殊性に基いて別に特例を設けるような種類の一般職であると、かように考えております。

○相馬助治君 もう鈴木政府委員の御説の通りです。私はこれを特別職にせよと言つておるのではなくて、これはもう法の建前から申しまして、地方公務員と別個に教育公務員法というものを設けてこれを律しなければならぬ。教員にはこういう法律が要らないなどというのを私は申しておるのではなくて、これは当然建前から特別に独立した法律を以て律すべきであらうと、かく確信するわけですが、ところが政府原案によりますと、これも一括してこの枠の中に入れて上程されておりますが、それは不目です、そういう特別立法を試みてこれを枠外に外す御用意があるのかないのか

であるか、それが先ず第一点あるとするならば、それは具体的にどういふふうな形で進んでおるか。これを一つお聞きしたいと思つております。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法案を制定いたします一つの理由といひましては、現在非常に各都府の地方公務員に關する法令がばらばらに散在いたしておりまして、これの適用を受ける地方公務員の側から申しまして、又これを運用します管理官の側から申しまして、非常に不便を來たしております。そういう意味で地方公務員法案という統一法を作りまして、それによつてできるだけ統一して行く、ただそれが困難なものにつきましては特別に特例を考へて行く。こういう建前で立案をいたしております。これは教員でも警察職員でも消防職員でも、および地方公務員にすべてこれを適用する建前で、ただ特例だけを特別に書く。こういうふうな考へておるのであります。

○相馬助治君 そうしますと、独立した特別立法を待たずして基準法としてこういうものをきめて、その枠からはみ出したり、或いはこの法律で律することがちよつと無意味なのは特例を別に規定してこれを以て律する、こういうふうな開いてよろしいのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) お説の通りでございます。

○相馬助治君 お説の通りでは實際問題として私は極めて無理な面が多々あると思つておりますが、それに対しては如何お考えですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この法律は非常に枠的なものでございまして、その細かなところまできめておりません

ので、そうがちゃん／＼とぶつかるものはないと思つておりますが、そういうものにつきますのは特例を法律で別個に定めて頂くことにいたしました。その他の法令なり規則なりにおいて更に特例を要するようない点がございませう、それは当該地方団体において調整をするのが可能であらうと、かように考へております。

○相馬助治君 會て国家公務員法が兩院において問題となりましたときに、衆議院の本案議において淺井人事院總裁は明らかにこういうことを申しております。教員公務員は極めてその置かれておる立場からして特殊なものである。理想としてはこれは特別立法によつて国家公務員である教員を律するのが正しいと思つけれども、諸般の事情上、そのような時期的な余裕がないために一応公務員法というものを成立せしめて、この枠内に入れて置き、その俸給表のごときは別表を作つてこれを律して行くと同時に、將來教育公務員法というふうなものを作る予定である。こういうふうな言明しております。

つきりして頂きたい。
○政府委員(鈴木俊一君) 私は今御引例になりました。淺井人事院總裁の御説明になりました文言は直接承知いたしておりますが、それに基いて先程来いろ／＼問題になつております教育公務員特例法が昭和二十四年に制定せられたように聞いております。地方公務員法案も教員に對します法案の基本的な態度におきましては何ら変わらぬと思つております。同じような体形を考へておるわけでございます。

○相馬助治君 無理があれば別途考へる、こういうことを含んでおりますか。
○政府委員(鈴木俊一君) その無理の点が教育公務員特例法という案を以つて現れて來ておるわけでございます。その以外の事項はやはり国家公務員である教員に對しては國家公務員法を適用しておるわけですが、そこで地方公務員法案もいへば、それと同じ体形に立ちまして特例を要する点は教育公務員特例法の中に書き上げて貰ひまして、地方公務員法案はそれ以外の事項について一般的に適用して行く、こういう体形にいたしましたわけでございます。

○相馬助治君 そうすると、教育公務員特例法案と、これから成立しようとしております地方公務員法の両案を眺み合せてこれを律し、その結果矛盾なく事を運ぶであらう、こういう見通しである、かように承知してよろしいでございますか。

○政府委員(鈴木俊一君) そういうふうに進めて行きたいと思つております。
○中田吉雄君 主としてこの町村の自治体なんです、公選によりまして農業調整委員会とか、農地委員会とかあるのですが、役場の中に事務局を置いてそこに職員を雇用しております。これはどうなるのですか。
○政府委員(鈴木俊一君) この地方公務員と申しますのは、結局任命権者が地方公共団体の機関であり、その給与が地方公共団体の仕事であるという事、地方公共団体の仕事であるという事、地方公務員であるという事、ことになると思つております。そういうふうな一般的な基準から申しまして、仮に役場の中に事務局を持つておるにしても、それがそういう条件に該当するかしないかによつて違つて参ると思ひます。今申しましたような条件に該当しないものは、この特別職に該当しない限り、すべて一般職の地方公務員である、こういうことにならう。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記をとめて……
〔速記中止〕
○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて第三条、別に御質問ございせんか。なければ第四条に移ります。
○政府委員(鈴木俊一君) 第四条は「この法律の規定は一般職に属するすべての地方公務員に適用する。」この法律で一般職に適用する法律であるといふことを宣言したわけでありまして、それから特別職に属する地方公務員に對しては、これを適用しない。ただ法律に特別の定めがある場合は別である。そういう例としては、例えば第九條の第十項、「第三章第六節の規定は、委員の服務に準用する。」人事委員というのは議会の同意を得ておりますから特

別職であります、特にこういうよう
に書いてあるわけであり、大休人
事委員の規定自身はみな特別職であ
る、こういうことになるわけでもあり
ます。

○委員長(岡本愛祐君) 第四条で御質
問ございませんか。――では第五条に
移りますが……

○相馬助治君 第四条の二項のこの
「法律に特別の定めがある場合を除く
外」、これはどのような場合を予想さ
れておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今申上げま
したが、ちよつと具体的に申上げま
すと、第六條、九條、十條というよう
な規定、これはいずれもそれに相当い
たします。第六條というものは、任命権
者でありまして、ここに書いてありま
す地方公共団体の長、議会の議長とい
うものはいずれも特別職でありま
す、そういうものを特に選んで書いて
あります。第九條の人事委員会に關す
る規定、これも同様であります。それ
から第十條も同様、要するに人事委員
に關する規定はみなそうであります。
それからなお三六條の第三項の、何
人も前二項に規定する政治的行為を持
つ者は、これは何も特別職に限りませ
んけれども、特別職もこういう「何人」
に入ります。三十七條の三行目のこと
ろに、又何人も、このような憲法を行
為を企てはならないこの「何人」にも
特別職が入ることになっております。
大体そういうような意味のものであり
ます。

○相馬助治君 この特別職について
は、この法律は適用しないというのが
基本であつて、今、政府委員の説明を
聞きますという、こういう権限を有
するといふようなものが特別に規定

されておりますが、私はむしろです
ね、特別職の職員即ち知事、市長、町
長、村長、こういういわゆる任命権者
にです、罰則に似た規定が幾つか必
要であらう、こう考へるのですが、そ
の点についてどういふふうに考へて
すか。

○政府委員(鈴木俊一君) 罰則に似た
規定と申しますと非常に含みの多いお
言葉でございますが、例えばさうい
うもの政治的行為を制限したらどうか
という御議論もあつたように記憶して
おりますが、これはやはりこれらの地
位にございまして、選挙なり、公選
なりによつて出て参りますもの
でございまして、これは今の地方自治
機構の建前から申しまして、その人た
ちは政策を持つて選挙に打つて出て
来るものであります、又政策を實行
するためにその地位に就いたと言へ
るわけでございます、そういう人た
ちの政治的活動といふものは、むしろ
その面から申しますと当然である
と思ひます。それが仮に非常な逸脱した
行為になります場合には、これは衆
議院議員選挙法の罰則の規定も適用さ
れるのであります、刑法の漢職の
規定もあつてございまして、さうい
う規定に抵触いたしません限り、や
はりそれらのものが積極的な政治的
活動に干与いたしたとしても、これは住
民自身の批判によつて選挙の機会に、
或いはリコールとか、さういふ一般の
投票の機会において、或いは議会の不
信任決議といったやうなさういふ機会
において政治的に運命がきまるわけ
でございます、それを罰則の問題で押
えるのは適當でないと思ひます。

○相馬助治君 私が聞きたかつた
ことは、それじやない。人事委員会が
勧告したり何かする、給与に關して
すね、故意に知事であるとか市長がそ
の財政措置をすることを怠つたり、或
いは感情的な問題から無茶に首を切つ
て見たり、さういふふうな問題に對し
ましては、不利益処分をされた公務員
の側からこれを訴へるといふやうな規
定はあるけれども、これは消極的な規
定です。どこまで私といたしまして
は、さういふ明らかに何びとが考へて
も許すべからざるやうな地方公務員に
對する権力を振つて不利益を与えたこ
れら任命権者に對しては、やはり法的
きだと思ふ。従ひましてですね、この
点について法的措置を別途考へておる
かどうかそれから只今鈴木政府委員が
説明したやうに、飽くまで必要がない
と断定するのであるかどうか。この点
について明確な御答を願ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) その問題に
つきましては、この法案におきまして
も十分配慮いたしておりました、例え
ば不利益処分の審査をいたします。こ
ういふ場合におきまして、その審査の
結果として指示いたします。例えば或
る者がやめさせられたといふものが、
その不利益処分は適法でないといふよ
うなことになりまして、俸給その他につ
きましてこれを回復する措置を指示
いたします。若しその指示に従わな
かつた場合におきましては、罰則を設
けておりました一定の罰を受ける、こ
ういふやうなふうにしておりまし
て、身分保障とか、さういふ公平機構
の適実を期するやうにいたしておりま
す。

○相馬助治君 今の点を一步私は突込
んで聞いておるのですが、不利益処分
を受けたときに訴へ出て裁かれて、こ
れは明らかに不利益処分であつたとい
う場合には、失われておる給与等を過
つて給与されることは當然なのであ
つて、私はむしろ一步進んでですね、そ
ういふ何びとがこれを見ても常識的に
考へて許せないやうな状態において、
不利益処分をあたへたところの町村
長に對しては罰則的な規定が必要であ
らうと私は申しておるのです。と申し
ますのは、その地方自治体が非常に
大きい府県といふやうな場合には問題
にならないのですが、實際問題として
僅かの吏員を擁しておる村役場
等においては、さういふ実例がもう頻
頻しておるのです。従つてさういふ積
極的規定を以てこの任命権者を律する
法的措置が私は別途必要である。こ
う考へるのですが、政府側としてはそ
うな必要はない、さういふ建前をと
られるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはそれ
ぞれ法律上一定の権限を与えられてお
りますものは、その権限に従つて一
応自己の権限を行使するわけござい
ます。それが違法であるといふやうな
場合におきまして、事後において不利
益処分を審査すると、さういふ形を
この地方公務員法はとつております。
で事後において、而もその証拠調べに
つきまして罰則がございまして、指示
に、慎重なる手続で審査が行われると
いふことが法律上明確でありますか
ら、却つて任命権者といふものはその
処分について極めて慎重にならざるを得
ない。ところが現在の制度はこれに反

○相馬助治君 今、この点を一步私は突込
んで聞いておるのですが、不利益処分
を受けたときに訴へ出て裁かれて、こ
れは明らかに不利益処分であつたとい
う場合には、失われておる給与等を過
つて給与されることは當然なのであ
つて、私はむしろ一步進んでですね、そ
ういふ何びとがこれを見ても常識的に
考へて許せないやうな状態において、
不利益処分をあたへたところの町村
長に對しては罰則的な規定が必要であ
らうと私は申しておるのです。と申し
ますのは、その地方自治体が非常に
大きい府県といふやうな場合には問題
にならないのですが、實際問題として
僅かの吏員を擁しておる村役場
等においては、さういふ実例がもう頻
頻しておるのです。従つてさういふ積
極的規定を以てこの任命権者を律する
法的措置が私は別途必要である。こ
う考へるのですが、政府側としてはそ
うな必要はない、さういふ建前をと
られるのですか。

○中田吉雄君 ちよつとこの三條のは
うにあつて居るかと思ひまして恐縮
ですが、この知事が公選になりまして
から、はつきり自由党とか社会党とか
民主黨とかいふやうにまあ打つて出
てくる人もありますし、まあ無所属の人
もあつて居りますが、さういふ政党的な色彩
をはつきりして出て、さうしてこの立
候補に際しまして公約した施策を實行
するために、最近の都道府県庁におき
まして調査課とか或いは調査室、企画
室といふやうなものを置きまして、そ
こでかなりこの立候補した色彩をはつき
りして、政策樹立のやうなことをや
つておる職員があるわけですが、さう
いふやうなものもこれは一般職です
か、そこに使われて居る……

○政府委員(鈴木俊一君) これは国に
も同様に法務府に特別審査局といふ
やうなものがあつてございまして、
警察等におきまして若干さうい
ふやうな地位を持つておるわけござ

○中田吉雄君 ちよつとこの三條のは
うにあつて居るかと思ひまして恐縮
ですが、この知事が公選になりまして
から、はつきり自由党とか社会党とか
民主黨とかいふやうにまあ打つて出
てくる人もありますし、まあ無所属の人
もあつて居りますが、さういふ政党的な色彩
をはつきりして出て、さうしてこの立
候補に際しまして公約した施策を實行
するために、最近の都道府県庁におき
まして調査課とか或いは調査室、企画
室といふやうなものを置きまして、そ
こでかなりこの立候補した色彩をはつき
りして、政策樹立のやうなことをや
つておる職員があるわけですが、さう
いふやうなものもこれは一般職です
か、そこに使われて居る……

○政府委員(鈴木俊一君) これは国に
も同様に法務府に特別審査局といふ
やうなものがあつてございまして、
警察等におきまして若干さうい
ふやうな地位を持つておるわけござ

○中田吉雄君 ちよつとこの三條のは
うにあつて居るかと思ひまして恐縮
ですが、この知事が公選になりまして
から、はつきり自由党とか社会党とか
民主黨とかいふやうにまあ打つて出
てくる人もありますし、まあ無所属の人
もあつて居りますが、さういふ政党的な色彩
をはつきりして出て、さうしてこの立
候補に際しまして公約した施策を實行
するために、最近の都道府県庁におき
まして調査課とか或いは調査室、企画
室といふやうなものを置きまして、そ
こでかなりこの立候補した色彩をはつき
りして、政策樹立のやうなことをや
つておる職員があるわけですが、さう
いふやうなものもこれは一般職です
か、そこに使われて居る……

○政府委員(鈴木俊一君) これは国に
も同様に法務府に特別審査局といふ
やうなものがあつてございまして、
警察等におきまして若干さうい
ふやうな地位を持つておるわけござ

の下にどの程度まで置くことが適当であるかというところでございますが、大抵人口二十万で職員数が千人くらいというふうなところを押えて行つたらどうだろうかというくらいに考えております。こういう意味において若干の負担の増加になりますけれども、今大臣も申上げましたように、こういう制度を施行いたしますことで果しては人事行政が合理的に行われ、職務の配分が合理的に行われ、勤務成績の評定、その他すべて合理的に行われることに相成りますので、結果的には却つてこれは経費の節約になる、こういうふうに私も考えたのであります。

○竹中七郎君 只今の職員二十名ということは、これは県だけならばよろしいのでございませうけれども、その他人事委員会を作らん地方公共団体のほうも代行しなければならぬとすると、私は二十名ばかりでは如何かという考へるのですか、この点御考慮に入られておるのかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 県が町村の公平事務の委託を受ける。或いは小さい市の人事委員会の事務の委託を受けるということが法律上は可能に相成つております。私も経費節減の見地から申して、そういうようなことが行われることは非常に望ましいと存じております。そういうことが行われる程度に際して、今申上げましたような増加したて行かなければならぬ点は御指摘の通りでございますが、なか／＼初めから直ぐそういうふうに行くことは非常にむずかしいように考へておりますので、まあこれはできるだけその趣旨で指導したいと考へております。

○相馬助治君 この件は極めて私重大だと思ふのです。と申しますのは人事委員会というものは、それから公平委員会というものは職員の勤務成績の評定等にも加わるのであつて、これは単なる事務局の構成だけでは仕事に涉りません。指導機関としての性格も持つておると思ふのです。調査機関としての性格も持つておる。それからこの委員会が決定しましたことについてこれを實際に執行する執行機関でもある。従ひましてこの問題につきましては、地方公務員法が成立いたしました際には各府県よりこの地方自治庁に向つてどのような規模でどのような運営をするのがよろしいのであるかというモデル的なものを照会して来ることは明らかであります。従ひまして、この問題につきましてはもう少し系統的にこの際、明日でも結構ですから、改めて鈴木政府委員よりこの人事委員会並びに公平委員会の規模並びにその運営、財政的措置について一応の研究を遂げられ、本委員会に提出されることを以て本日は散会にして頂きたいと思ひます。(笑聲)

○中田吉雄君 それでは私も相馬委員の申されたことに附随して……公共団体の条例を設定するのですが、従来もそうだと思ひますが、いざい離形を示されることと思ふのであります。その離形も見せて頂きたいと思ひます。それからもう一つ、今日ではないのですが、お願いしますが、主として地方公務員法というものが、アメリカが主たる占領国である関係からアメリカの制度が非常に参考にされてゐると思ひ

ますが、この民主的な基盤としての實際的違いのアメリカのような富のある所と日本とは實際いろいろな点が相違してゐると思ふわけでありませう。そういう点で私はアメリカばかりモデルにするといふことはいろいろな点で危険でもあるし、思ひざるいろいろな障害がでると思ひますので、アメリカの公務員制度の何を取りたいのですが、イギリスとかフランスなどの公務員の資料も一つ出して頂きたい。いづれ一方的な見解ではなしに、世界各國の最も自治体の発展した資料を参考にされたと思ひますから、一つ今日ではありませんがお願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 今の資料は出せませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 先程から非常にいろいろ資料の御要求がございまして、自治庁といつたしましても非常に手薄でございまして、最大限の努力をいたしまして御要望に副うようになしたまはすがただ仰せになりましたものに完全に合致いたしました資料を出しませうことはいささか困難ではないかと思ひますので、大体その線に沿ひまして私どものところで只今ございませうようなものを基礎にいたしまして、適宜取捨いたしましたものを出すことを御了承願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それを出して頂きます。それでは今日の地方公務員法案の審議はこれで打ち切ります。それではこれで散会いたします。

午後四時四分散会

出席者は左の通り

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君

委員

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠恭君

高橋進太郎君

安井 謙君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

石川 清一君

国務大臣

岡野 清豪君

政府委員

地方自治庁

小野 哲君

政務次官

地方自治庁

鈴木 俊一君

次長

地方自治庁

藤井 貞夫君

公務員課長

地方自治庁

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

公務員課長

藤井 貞夫君

十二月一日日本委員会に左の事件を付託された

一、全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案(衆)

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

全国選挙管理委員会法(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九人」を「七人」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年十二月二十二日から施行する。但し、改正規定による委員及び予備委員の指名に関する手続は、この期日より前に、行ふことができる。

昭和二十五年十二月十一日印刷

昭和二十五年十二月十二日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所